

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第306回）

- 日時：令和4年10月27日（木）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、教育委員会

（テレビ会議参加）

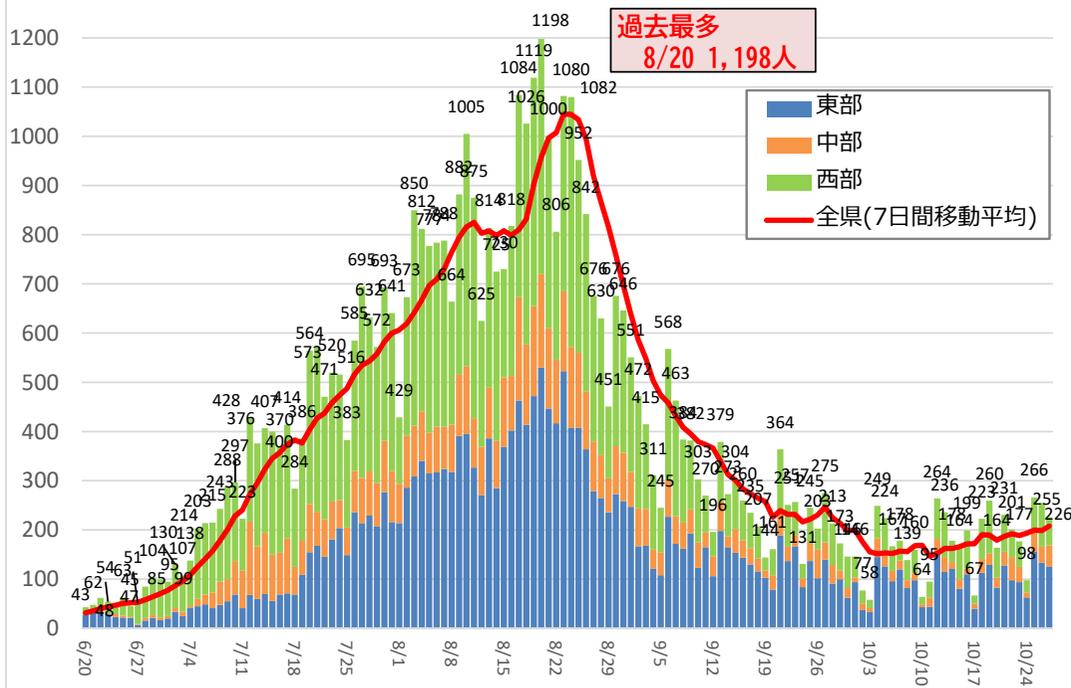
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所長

鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
千酌教授（アドバイザー）

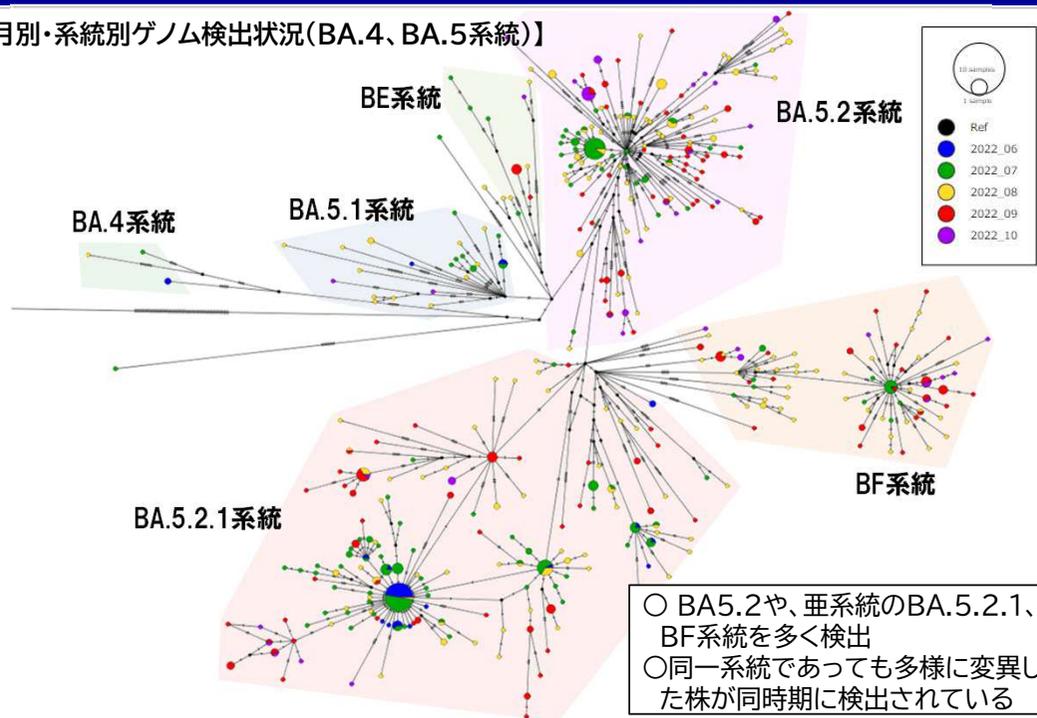
- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）その他

鳥取県の最近の感染状況・変異株の検出状況

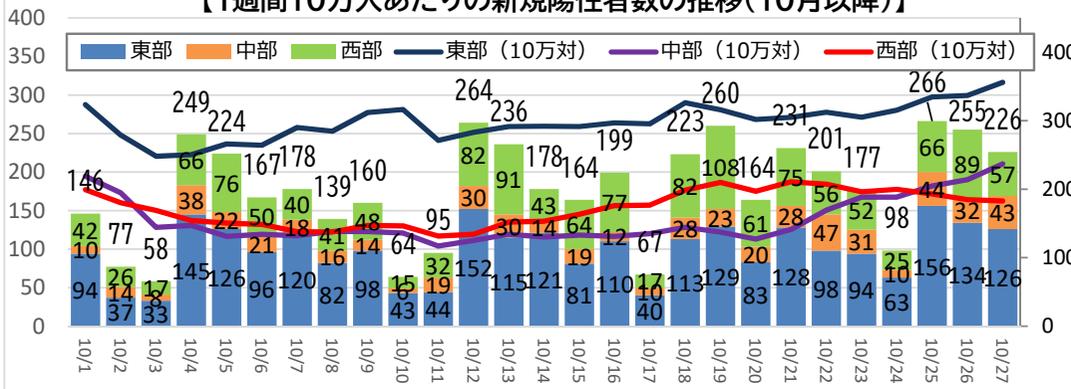
【新規陽性者の推移】



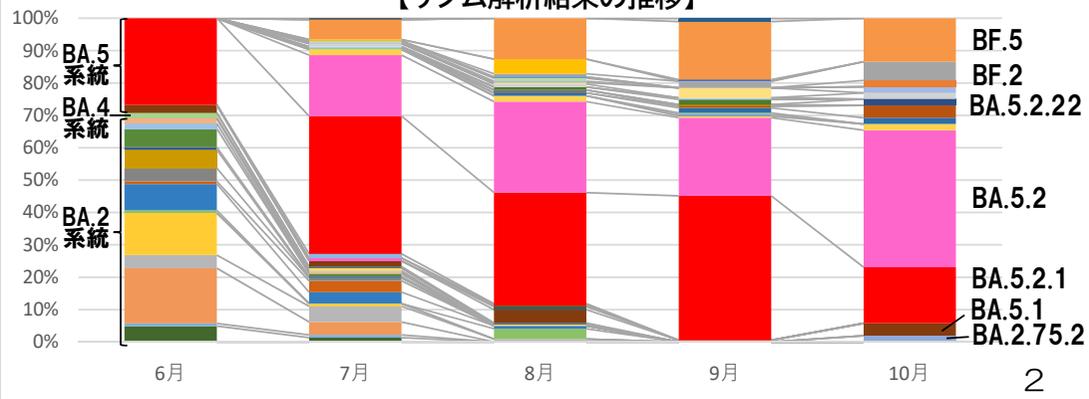
【月別・系統別ゲノム検出状況(BA.4、BA.5系統)】



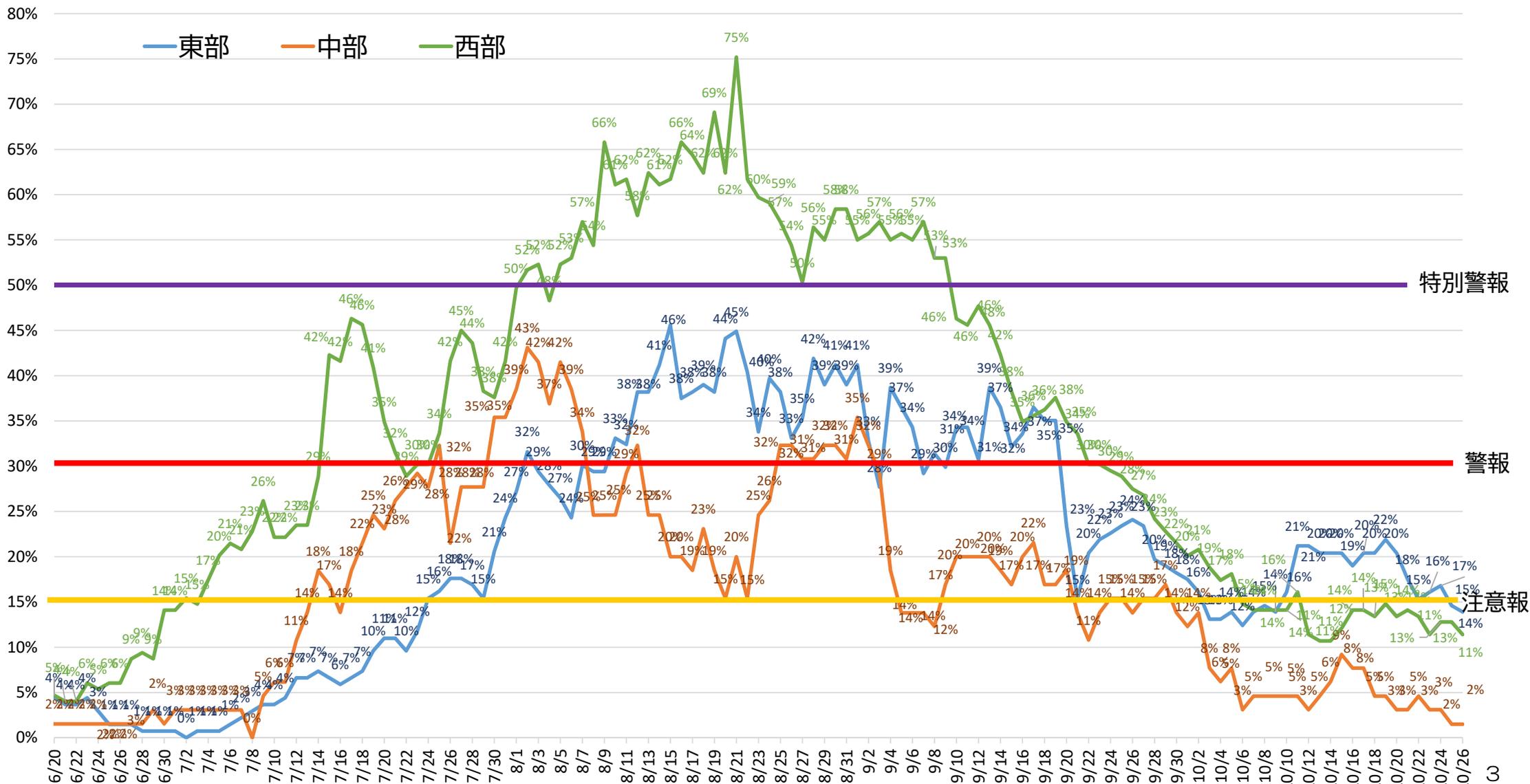
【1週間10万人あたりの新規陽性者数の推移(10月以降)】



【ゲノム解析結果の推移】



病床使用率の推移



第8波に備えた2価ワクチンの接種について

10月21日から、ワクチンの接種間隔が3カ月に短縮され、10月下旬から接種対象者が大幅に増加。コロナ第8波とインフルエンザの同時流行に備えるため、市町村や医療機関と連携し、年内の接種完了を目指す。

オミクロン株対応ワクチンの接種状況(10/25時点) 本県:27,643人(5.01%) 全国:4,554,105人(3.62%)

接種受入体制

・ 個別接種や集団接種で、最大で16.7万回分/月(5,572回分/日)の受入れ体制を準備



医療機関や診療所での個別接種(356か所) 12.8万回
市町村や県営の集団接種会場(延149会場) 3.9万回



市町村のBA.4-5開始日

(10/27時点)

市町村	個別	集団	市町村	個別	集団	市町村	個別	集団	市町村	個別	集団
鳥取市	10月26日	11月12日	若桜町	11月1日	調整中	琴浦町	10月26日	10月27日	伯耆町	10月15日	11月13日
米子市	10月25日	11月3日	智頭町	10月20日	—	北栄町	10月29日	10月29日	日南町	10月17日	10月15日
倉吉市	10月26日	当面はBA1	八頭町	10月26日	11月20日	日吉津村	10月21日	10月23日	日野町	—	11月27日
境港市	11月1日	11月4日	三朝町	10月18日	10月17日	大山町	—	10月21日	江府町	—	11月7日
岩美町	10月29日	—	湯梨浜町	11月1日	11月5日	南部町	—	10月22日			

【参考】ワクチン供給予定数(10/26時点)

425,770回 (ファイザー(B.4-5):266,760回、ファイザー(BA.1):120,510回、モデルナ(BA.1):38,500回) 4

第8波に備えた2価ワクチンの接種について

接種の加速化

ワクチン接種促進大作戦 (10/27~11/26)

- ・ 県営会場で接種した方すべてに県産米パックご飯(一つ/150g)をプレゼント!
トリニティモール、県保健事業団、新日本海新聞社、倉吉シティホテル、イオンモール日吉津、米子しんまち天満屋
⇒ 10/27(木)から開始 (11/26まで)
- ・ インフルエンザワクチンとの同時接種ができる県営会場の開設!
トリニティモール、イオンモール日吉津 ⇒ 10/29(土)から開始 (12月下旬まで毎週木~土曜)
- ・ 市と共同で街頭キャンペーンの実施! JR主要駅前で「トリピー」も登場! チラシ配布でPR
- ・ テレビCM等、各種メディアによるワクチン接種の有効性等をお知らせする広報を実施

大作戦

予約開始
本日午後1時



職域接種

職域接種会場

気高電機 10/29から5日間 (500人) 境港水産振興協会 11/22、29 (600人)

ワクチンバス ※延べ101ヶ所、2,545人に接種(10/26時点)

グッドヒル 11/2、22 (300人) 鳥取大学 11/11、17、18、24、25 (300人)

鳥取環境大 10/7、27 藤田学院 10/21 米子高専 12/16



医療従事者等への接種

- ・医療従事者等の2価ワクチン接種について、医療機関等へのワクチン供給量・時期に係る調整を市町村で実施中

乳幼児のワクチン接種について

10月24日(月)から予防接種法上の特例臨時接種として乳幼児(6か月～4歳)接種が可能となり、鳥取市(11月1日接種開始)を皮切りに、準備が整った市町村から順次接種を開始されます

⇒ 乳幼児に対する発症予防効果(3回目接種後7日以降)は73.2%と報告されています
お子さまのワクチン接種について、ぜひご検討ください

接種券の発送

鳥取市(10/27～)、岩美町、北栄町、日南町(10月中)、倉吉市(11/4～)等、11月中旬頃までに順次発送

接種開始日

鳥取市(11/1～)を皮切りに、岩美町及び倉吉市を含む中部1市4町は11月上旬、米子市など西部8市町村広域での個別接種を11月16日から順次開始予定

接種促進に向けた取組

○鳥取県独自で、小児医療機関への接種加算(1,000円/回)

○メディアの広報を展開し、乳幼児接種を促進 接種開始にあわせて、11月に各種広報を実施

- 乳幼児接種を実施する小児科・保育を行う施設等へのチラシ配布
- 県小児科医会 石谷会長による解説付き60秒TVCM
- とりねっと特設WEBサイトやSNSなどのバナー広告による接種の呼びかけ
- 子育て世代向けフリーペーパー(つばさ・くらら・こはく(3誌))の発行

【参考】 使用ワクチン：ファイザー社製乳幼児用(生後6か月から4歳用)1価ワクチン(従来型)



第8波に備えた県庁の新型コロナ対応体制の構築

○第8波の到来を見据えて、新型コロナ業務への柔軟な対応等により職員の負担を更に軽減

- ・コンタクトセンター相談等対応6名、健康観察対応2名、療養証明書発行2名に加え、感染者数に応じ柔軟に人員調整
- ・クラスター対策として12班(機能別に鳥取・倉吉・米子に配置)24人を配置し必要な場合に対応
- ・リーダー業務等の経験が必要な業務を担うことが出来る職員の拡大

職員のメンタルヘルス対策

感染対策のための分散勤務・在宅勤務等による職場環境の変化にともない相談件数が増加したことから、全庁的に相談しやすい体制を強化

- ・管理職向けメンタルヘルス研修会の開催
- ・メンタルヘルス相談会の開催
- ・メンタル疾患未然防止のため、積極的に所属に出向いて健康相談を実施

新型コロナ業務対応人員の柔軟な調整

特定の職員に負担が掛からないよう、全庁でのフォローアップ体制を構築し、柔軟に人員調整し各業務に配置
※柔軟な調整等の結果、新型コロナ業務にかかる時間外の一人一月あたり時間数の最大値は横ばい
(R3年3月:22.1h、R4年1月:20.8h、R4年8月:20.5h)

特定の職員の経験に頼らない業務手法の確立

- ・経験値が必要な業務(各業務のとりまとめ役等)に対応できる職員数の拡大
- ・経験値の少ない職員でも業務実施できるよう業務マニュアルを更新

デジタルを活用した更なる効率化

データ入力・確認作業のRPA活用を推進し、人力・手作業を減らし更なる省力化

- ⇒以下の業務のノーツDBへのデータ取込みを自動化
- ・陽性者コンタクトセンターの登録時の電子申請
 - ・HER-SYSシステムの健康観察情報

学校における第8波への備え

- ・学校行事などが盛んな時期となり、**学校行事やスポーツ大会等でクラスターが多発**しています。
- ・今後、ウイルスが活性化する季節を見据え、また、来るべき第8波に備えて、**各種ガイドラインの内容を改めて確認の上、引き続き緊張感を持って感染防止対策の徹底を図り**ましょう。

第7波・クラスターを踏まえ、第8波に備えてガイドラインの徹底を図るポイント



■■■■■■ 運動部活動ガイドライン ■■■■■■

◆健康観察の徹底・マスク適切な着用等

- ・生徒、顧問は、**倦怠感、のどに違和感等がある場合は、絶対に活動に参加・指導しない**
- ・ミーティング中、休憩中は必ずマスク着用し、**マスク非着用時は会話しない**



◆更衣室等の利用ルールを徹底

- ・**更衣室等の同時利用人数を徹底**し、マスク着用時でも大声での会話をしない、**換気の徹底（一方向）**

■■■■■■ 感染症予防ガイドライン ■■■■■■

◆健康観察の徹底

- ・**日々の健康観察を徹底**し、咳、のど痛等風邪症状がある場合は登校せず医療機関を受診するよう指示

◆換気の徹底

- ・暖房使用時も教室等の**こまめな換気を徹底**（30分に1回以上、5分程度、空気の流れを一方向）

◆マスクの適切な着用等

- ・**マスクは正しく着用**するとともに、非着用時は会話しない、黙食を徹底



保育所・幼稚園等における第8波への備え

保育施設等において第7波の感染拡大期以降も引き続きクラスターが確認されています。ウイルスが活性化する季節を見据え、今一度、基本的感染対策の徹底をお願いします。

<第8波への備え>

- 保育施設における感染拡大予防ガイドラインの再周知・対策の徹底
- 保育施設等における感染予防対策研修動画の活用

<第7波のクラスター事例で見られた課題>

○遠足、発表会等の行事における感染対策

遠足や発表会等の行事において密を避けるため、座席間隔の確保や参加者の健康管理、マスク着用や手指消毒など、改めて基本的な感染対策の徹底をお願いします。

特に、暖房使用時も保育室等のこまめな換気の徹底をお願いします。

○家庭内における園児の感染予防

季節性インフルエンザの同時流行も想定されますので、体調不良・風邪症状等の場合は登園を控え、医療機関を受診しましょう。

○職員の体調管理の徹底等

職員の健康管理を徹底し、体調不良があった場合には出勤せず、早めに受診してください。無料PCR検査・検査補助金(11月末まで)も活用しましょう。

社会福祉施設における第8波への備え

社会福祉施設では、第7波の感染拡大期以降も引き続き陽性者が多数発生しています。ウイルスが活性化する季節を見据え、改めて感染対策の徹底をお願いします。

第7波を踏まえて

- ① **社会福祉施設における感染予防・感染拡大防止ガイドラインを見直し。**
(見直し内容)・標準予防策の強化(職員の体調不良時の出勤停止の徹底、ウイルスの持ち込み防止など)
・換気等のエアロゾル対策の徹底(常時換気、送迎車内の換気)
- ② **第8波に備えて、感染対策に関するオンライン研修を実施。**

期間：11月8日～配信予定

対象：介護サービス施設、障がい福祉サービス施設

講師：鳥取社会福祉専門学校 大畑感染管理認定看護師

内容：ガイドラインの見直しについて。

第7波での感染拡大の原因を踏まえた基本的な感染対策について。



【第7波のクラスター施設で多く見られた事例】

- ・入浴、脱衣場の換気が不十分で、かつ密な状態 → ゆとりある浴室運用、サーキュレーター等の使用
- ・窓を閉めきった車での送迎 → 走行中も少し窓を開ける、外気取込モードの活用
- ・職員休憩室の換気不足、密な状態での会話 → 時間差利用で密集防止、不要なソファ等を片付けてスペースを確保、ドア開放等による換気の徹底
- ・施設の換気扇が汚れていて機能していない → 定期的な点検・清掃を実施

○PCR検査等支援事業補助金の支援拡充を11月末まで延長しています。

医療機関における第8波への備え

第7波において多くの医療機関で院内感染が発生。感染拡大した医療機関の中には、基本的な感染対策が取られていないために感染拡大した事例が多かった。

⇒ **第8波に備えて基本的な感染対策に関する研修等を実施予定。**

第7波での原因と考えられる例

- N95マスク着用方法やPPE着脱方法に不備がある。
- 手指消毒の不徹底により、汚染した手袋のまま、扉等に触れる。
- ゾーニングが視覚的にわかりにくく、ゾーンをまたいで行動している。
- 接触がない同室の入院患者同士の感染(エアロゾル感染の疑い) など

⇒ **基本的な感染対策が講じられていれば感染拡大が防げた事例が多い。**
エアロゾル感染を考慮した感染対策が必要。

第8波に備えた対策

第7波での院内感染拡大の原因等を踏まえ、

◇ 基本的な感染対策についての研修を実施

ア 対象機関: 医療機関(主に病院)

イ 開催日時: 11月17日(木)

ウ 内 容: 「第7波における院内感染の傾向」
「感染予防策について(基礎編)」

• 正しいPPEの着脱方法

• N95マスクの取扱い など

※感染防止の専門家がない医療機関向けの内容を想定
(講師)鳥取大学医学部附属病院 千酌教授

◇ 県版院内感染対策ガイドラインを見直し

(見直し内容)

• 換気等のエアロゾル対策の徹底

• 標準予防策の強化(エアロゾル感染疑いにおける早期のN95マスクの着用など)

第8波に備えた業種別ガイドラインの対策・・・イベント

感染防止対策と経済活動を両立する観点から、各種ガイドラインを改訂
イベントガイドラインに沿った対策の徹底をお願いします

■ 換気

- ・広めの会場で、十分な換気対策（控室も）
- ・暖房器具の使用中也、換気の徹底
- ・ステージ・舞台等での声援や大声の制限



■ マスクの着用

- ・屋外で距離（2メートル）を確保できる場合は、マスク不要。それ以外はマスク着用。

■ 密集回避

- ・屋台・出店等での密集回避や入場制限

■ パーティション **変更**

- ・チケットカウンター、屋台・出店のビニールカーテン等は、スタッフとお客様ともに、**マスク着用時は不要**

■ 体調確認

- ・入場時に検温を実施し、症状のある場合は参加しない

■ コロナ感染者が発生した場合の周知 **変更**

- ・各参加者に連絡する、ホームページで公表する等の**周知方法を決めておく**

■ スポーツイベント等での収容率

- ・「大声あり」は50%まで、「大声なし」は100%までとする
- ・同一イベントで、「大声あり」「大声なし」のエリアを区分する場合、収容率の上限はそれぞれ50%、100%とする。 **変更**

県独自の対策

1,000人以上のイベントを開催される場合は、感染防止安全計画の提出をお願いします。
なお、警報発令時には対象を100人以上に引き上げます。

第8波に備えた業種別ガイドラインの対策・・・飲食店・宿泊施設

飲食店・宿泊施設のガイドライン改訂の内容

変更した対策（国の基準に合わせて緩和）

- 換気・パーティション
 - ・給気口から排気口への空気の流れを意識すること
 - ・パーティションは空気の流れに平行に設置し、空気の通り道を確保



- レジカウターのパーティション
 - ・従業員とお客様ともに、マスク着用時は不要
- ビュッフェ
 - ・手指の消毒により、トング等の共用可



県独自に追加した対策

- タッチパネル等
 - ・会計用のタッチパネルは、使用時にも手指消毒
 - ・注文用のタッチパネルは、お客様のグループごとに消毒

営業者の方は、従来対策の自己点検を！

- 換気扇や窓開けにより、部屋内の空気を全て入れ替え
- 暖房器具の使用中でも、換気の徹底
- 従業員の体調管理



利用者の方は、基本的な対策の徹底を！

- 食事のとき以外は、マスクを着用
- 入店時に手指の消毒
- 体調不良時は、入店を控える



認証店の巡回点検を強化

- 従来 of 定期巡回点検に加え、忘新年会シーズン前に集中的に巡回点検を実施

その他のガイドライン(理容・美容所、小売業、スポーツジム等)も10月末までに改訂

特措法第24条第9項による要請

新規陽性者数が下げ止まり、感染再拡大の兆候が見られるなど予断を許さない状況であり、保育所、学校、福祉・医療施設や部活・スポーツ大会でのクラスターが確認されていることから、基本的な感染防止対策の徹底など、県民の皆様のご協力をお願いします。

■ **区 域** 鳥取県全域

■ **期 間** 令和4年10月15日(土)～11月30日(水)

- 距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- 寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- 大人数を避け、黙食・マスク会食の徹底
- イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底
- 県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検
- 出かけた先でも混雑する場所や感染リスクの高い場所を回避
- 体調が悪ければ無理に登校・出勤せず、医療機関を受診
- 新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えてワクチン接種で発症・重症化リスクの低減

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (10月26日現在)

東部地区に「注意報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	10/13～
中部地区	—	9/24 注意報解除
西部地区	—	10/9 注意報解除

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)
<最大確保病床使用率(10/26)> 東部(13.9%)、中部(1.5%)、西部(11.4%)

県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出中

新規陽性者数が下げ止まり、高い水準で推移していることから、県内全域に「**感染拡大警戒情報**」を発出しています。

特に、学校行事や部活動、スポーツ大会のほか、高齢者施設、医療機関、保育施設でも感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	①10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:100人/週 警戒:200人/週	②新規陽性者数 の前週比 【3日間累計】 注意:増加 警戒:1.5倍
東部地区	感染拡大警戒情報	9/15～	355.9人/週	1.28倍
中部地区	感染拡大警戒情報	10/24～	236.9人/週	1.68倍
西部地区	感染拡大警戒情報	10/19～	182.8人/週	0.84倍

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※**レベルⅡ**：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（10月26日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数（対人口10万人/週）	262.7人 (1,454人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	10.5% (37/351床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床)	—	50%	

参考指標	数値（10月26日現在）
PCR陽性率（直近1週間）	12.5% (1,454人/11,639件)
感染経路不明割合（直近1週間）	確認中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが10/26（水）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
476	高齢者福祉施設	○	鳥取市	7名	10/24～25
477	倉吉市立河北小学校	○	倉吉市	9名	10/24～26

2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養または在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（476例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者7名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、最小限の範囲で運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（477例目）

倉吉市立河北小学校

陽性者数	所在地
学校関係者9名	倉吉市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、10/26（水）から一部のクラスを閉鎖している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">倉吉市は、施設名を公表することを了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392